

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

個人住民税賦課事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和4年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	住民税は、住民サービスの原資として地方公共団体の予算の柱をなすものであり、地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）、越谷市税条例等に基づき課税資料の收取及び調査を行い賦課をする。
③システムの名称	個人住民税システム 税宛名システム 国税連携システム(eLTAX) 審査システム(eLTAX) 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 課税支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

越谷市行財政部市民税課
住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話: 048-963-9144

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長	①部 署 市民税務部市民税課 ②所属長 関根 和美	①部 署 行財政部市民税課 ②所属長 高橋 和彦	事後	①平成28年度から、行政組織 を改正したことに伴う、部署名 の変更 ②人事異動に伴う所属長の変 更
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話：048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話：048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を 改正したことに伴う、部署名の変 更
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市市民税務部市民税課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話：048-963-9144	越谷市行財政部市民税課 住所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2番1号 電話：048-963-9144	事後	平成28年度から、行政組織を 改正したことに伴う、部署名の変 更
平成29年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	なし	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	主務省令の改正等に伴う形式 的な変更
平成29年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	(別表第二における情報提供) 38、85-2	事後	主務省令の改正等に伴う形式 的な変更
平成29年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	27の項	・第一覧(情報照会者)が「市町村長」、「都道府 県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税 その他の地方税に関する法律及びこれらの法 律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関 する事務であって主務省令で定めるもの」が 含まれる項(第27項、第28項)	事後	主務省令の改正等に伴う形式 的な変更
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	②所属長 高橋 和彦	②所属長 木村 和明	事後	人事異動に伴う所属長の変更
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供) 119	(別表第二における情報提供) 120	事後	主務省令の改正等に伴う形式 的な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報の賦課に関する事務 ③システムの名称	なし	課税支援システム	事後	新システム導入に伴う追加記載
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 木村 和明	②市民税課長	事後	個人情報保護委員会規則等の改正に伴う様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	個人情報保護委員会規則等の改正に伴う様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 115	(別表第二における情報提供の根拠) 115-1	事後	主務省令の改正等に伴う形式的な変更
令和2年2月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月20日 時点	令和2年1月8日 時点	事後	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の再実施
令和2年2月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月20日 時点	令和2年1月8日 時点	事後	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の再実施
令和2年2月14日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input checked="" type="checkbox"/> 外部監査	事後	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16-1、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115-1、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27、28)	番号法第19条第8号、第9号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16-1、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115-1、116、117、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27)	事後	法改正に伴う形式的な変更 (引用条項の整理)